

# 山梨県公報

第二千七百号

平成二十三年

一月三十一日

月 曜 日

## 目 次

山梨県モーター類似施設等設置規制指導要綱の一部を改正する告示	四三
保安林の指定の解除	四四
土地改良区の定款の一部変更の認可	四四
道路の区域変更(八件)	四四
道路の供用開始(二件)	四七
公告	
大規模小売店舗の施設の配置及び運営方法に関する事項の変更の届出	四七
公安委員会	
信号機の設置等交通規制の告示の一部改正	四八

## 告 示

### 山梨県告示第二十三号

山梨県モーター類似施設等設置規制指導要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十三年一月三十一日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県モーター類似施設等設置規制指導要綱の一部を改正する告示

山梨県モーター類似施設等設置規制指導要綱(昭和六十年山梨県告示第四十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「設備に」を「設備のいずれかに」に改め、同条第二項中「第二条第四項第一号」を「第二条第六項第一号」に改める。

第四条第一項第二号中「第八条」を「第八条第一項第一号」に改め、同条第二項中「条例第十条に規定するモーター営業以外の営業」を「法第二条第六項第四号に規定する営業」に、「及び条例」を「並びに条例」に改める。

第六条第一項中「該当するかどうか」の下に「、別に定める基準により」を加え、

「調査」を「審査」に改め、同条第二項及び第三項中「調査」を「審査」に改める。  
第八条の見出し中「及び公表」を削り、同条第一項中「知事は」の下に「、必要があると認めるときは」を加え、同条第二項を削る。  
第九条を削り、第十条を第九条とし、第十一条を第十条とする。  
附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、同項の次に次の一項を加える。  
(経過措置)

2 平成二十四年三月三十一日までにおける別表第二の規定の適用については、同表第十一号中「障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第五条第十二項に規定する障害者支援施設」とあるのは、「障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第五条第十二項に規定する障害者支援施設、同法附則第五十八条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同法附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第五条に規定する知的障害者援護施設又は障害者自立支援法附則第四十一条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同法附則第三十五条の規定による改正前の身体障害者福祉法第二十九条に規定する身体障害者更生援護施設、第三十条に規定する身体障害者療護施設及び第三十一条に規定する身体障害者授産施設」とする。

別表第一第一号中「第三条第一項第二号」を「第三条第一項第二号イからホまでのいずれか」に改め、同表第二号中「構造」を「構造のいずれか」に改め、同表第三号中「第三条第三項第一号」を「第三条第三項第一号イ」に改め、同表第六号から第九号までを削り、同表第五号中「構造であるもの」の下に「(第二号に掲げるものを除く。)」を加え、同号を同表第六号とし、同表中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 政令第三条第三項第二号ロに規定する設備を有するもの  
別表第二第二号中「第八十二条の二」を「第二百二十四条」に、「第八十三条」を「第三百二十四条第一項」に改め、同表第三号中「第一条第一項」を「第一条の五第一項」に改め、同表第五号中「第二十七条」を「第二十七条第一項」に、「第六十九条」を「第九十九条第一項」に改め、同表第六号中「第三十八条」を「第三十八条第一項」に改め、同表第七号を削り、同表第八号中「第十四条」を「第五条の三」に改め、同号を同表第七号とし、同表第九号中「第二十九条に規定する更生援護施設、第三十条の四に規定する療護施設、第二十一条に規定する授産施設及び同法第三十三条に規定する点字図書館」を「第三十四条に規定する視聴覚障害者情報提供施設」に改め、同号を同表第八号とし、同表中第十号を第九号とし、第十一号を第十号とし、同号の次に次の一号を加える。

十一 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五十二条に規定する障害者支援施設

第一号様式中「昭和 年 月 日」を「年 月 日」、「次の通り」を「次のとおり」、「1人用」を「人用」、「2人用」を「人用」、「3人用」を「人用」と改める。

第二号様式中「第 号」を「第 号」、「昭和 年 月 日」を「年 月 日」、「次の通り」を「次のとおり」と改める。  
 第三号様式中「編 号」を「第 号」、「昭和 年 月 日」を「年 月 日」、「次の通り」を「次のとおり」と改める。

附則

（施行期日）

1 この告示は、平成二十三年二月一日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現にこの告示の施行により新たにモーター類似施設に該当する施設については、この告示による改正後の山梨県モーター類似施設等設置規制指導要綱第四条の規定は、適用しない。

3 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十二年政令第百六十八号）の施行により新たに風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第六条第四号の規定に該当することとなる営業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二十七条第一項の届出を行っているものに限る。）の用に供されている施設のうち、この告示の施行の際現にこの告示による改正後の山梨県モーター類似施設等設置規制指導要綱別表第二に規定する施設の敷地の周囲二百メートル以内の地域にあるものについては、この要綱による改正後の山梨県モーター類似施設等設置規制指導要綱第四条第二項の規定は、適用しない。

山梨県告示第二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定の解除をする。

平成二十三年一月三十一日

山梨県知事 横 内 正 明

一 解除に係る保安林の所在場所

北杜市高根町清里字念場原三五四五の六七〇七から三五四五の六七一〇まで、三五四五の六七二二から三五四五の六七二八まで

二 保安林として指定された目的  
 風害の防備  
 三 解除の理由  
 道路用地とするため

山梨県告示第二十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、平成二十三年一月二十日忍野村内野土地改良区の定款の一部変更を認可した。  
 平成二十三年一月三十一日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県告示第二十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十三年二月二十一日まで一般の縦覧に供する。  
 平成二十三年一月三十一日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 甲府山梨線
- 三 道路の区域

区 間	旧 敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
山梨市大字水口字成竹一五八九番の一地先から 山梨市大字北字東上町一九〇番の一地先まで	三・四 二五・〇	五〇三六・二
山梨市大字市川字庭藏一四九二番地先から 山梨市大字北字東上町一九〇番の一地先まで	九・五 一六〇・〇	二三一八・五
山梨市大字水口字成竹一五八九番の一地先から	三・四 二五・〇	五〇三六・二

山梨市大字北字東上町一九〇番の一地先まで		
山梨市大字堀内字堰間五四番の一地先から 山梨市大字北字東上町一九〇番の一地先まで	九・五 一六〇・〇	二六〇八・五

**山梨県告示第二十七号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から平成二十三年二月二十一日まで一般の縦覧に供する。

平成二十三年一月三十一日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 西下条音羽自転車道線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
甲府市伊勢二丁目一三五番地先から 甲府市伊勢二丁目二七五〇番の三地先まで	旧	二・九 三・一	三三二・〇
甲府市伊勢二丁目一三五番地先から 甲府市伊勢二丁目一四〇番の五地先まで	新	二・〇	一〇一・〇
甲府市伊勢二丁目二七四八番の一地先から 甲府市伊勢二丁目二七五〇番の三地先まで	新	二・〇	三三二・〇
甲府市伊勢二丁目一三五番地先から 甲府市伊勢二丁目二七五〇番の三地先まで	新	二・九 三・一	三三二・〇

**山梨県告示第二十八号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から平成二十三年二月二十一日まで一般の縦覧に供する。

平成二十三年一月三十一日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 西下条音羽自転車道線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
甲府市富士見二丁目荒川左岸堤防敷地先から 甲府市富士見二丁目荒川左岸堤防敷地先まで	旧	二・〇 二・〇	三八・〇
	新	二・〇 二・〇	三三二・〇
	新	二・〇 五・二	七七・三

**山梨県告示第二十九号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から平成二十三年二月二十一日まで一般の縦覧に供する。

平成二十三年一月三十一日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 西下条音羽自転車道線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延長
	旧	二・〇 二・〇	三八・〇
	新	二・〇 二・〇	三三二・〇
	新	二・〇 五・二	七七・三

甲府市寿町荒川左岸堤防敷地先から 甲府市寿町荒川左岸堤防敷地先まで		
新	旧	の別
二・一 五・三	三・一 三・九	(メートル) (メートル)
		延 長
		(メートル)
		四六・六

**山梨県告示第二十号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県国土整備部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から平成二十三年二月二十一日まで一般の縦覧に供する。

平成二十三年一月三十一日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 茅野北杜葎崎線
- 三 道路の区域

北杜市長坂町長坂下条字下屋敷九三六番の 七四地先から 北杜市長坂町長坂下条字下屋敷九三六番の 二六地先まで		
新	旧	旧新
八・一 八・四	七・四 七・八	敷地の幅員 (メートル) (メートル)
		延 長
		(メートル)
		四五・八

**山梨県告示第二十一号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県国土整備部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成二十三年二月二十一日まで一般の縦覧に供する。

平成二十三年一月三十一日

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 市川大門停車場線
- 三 道路の区域

西八代郡市川三郷町市川大門字野中四八三 番の一地先から 西八代郡市川三郷町市川大門字落合前六三 番の五地先まで		
新	旧	旧新
一〇・六 四二・八	八・八 一五・〇	敷地の幅員 (メートル) (メートル)
		延 長
		(メートル)
		六七・〇

**山梨県告示第二十二号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県国土整備部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成二十三年二月二十一日まで一般の縦覧に供する。

平成二十三年一月三十一日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 市川三郷富士川線
- 三 道路の区域

西八代郡市川三郷町市川大門字落合前六二 九番の一地先から 西八代郡市川三郷町市川大門字落合前六三 番の一地先まで		
新	旧	旧新
九・二 一〇・二	七・二 一〇・二	敷地の幅員 (メートル) (メートル)
		延 長
		(メートル)
		五六・〇

**山梨県告示第二十三号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成二十三年二月二十一日まで一般の縦覧に供する。

平成二十三年一月三十一日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 市川三郷身延線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
西八代都市川三郷都市川大門字落合前六一九番の一地先から 西八代都市川三郷都市川大門字落合前六三三番の一地先まで	九・二丁 一〇・二	七・二丁 一〇・二		五六・〇

**山梨県告示第三十四号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から平成二十三年二月二十一日まで一般の縦覧に供する。

平成二十三年一月三十一日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路 線 名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期 日
県道	西下条音羽 自転車道線	甲府市寿町荒川左岸堤防敷地先 から 甲府市寿町荒川左岸堤防敷地先 まで	四六・六	平成二十三年 一月三十一日

**山梨県告示第三十五号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成二十三年二月二十一日まで一般の縦覧に供する。

平成二十三年一月三十一日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路 線 名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期 日
県道	富士川身延 線	南巨摩郡身延町大島字宮原一八 八九番の一地先から 南巨摩郡身延町大島字磨間下 六八三番地先まで	九九・〇	平成二十三年 一月三十一日

**公 告**

● 大規模小売店舗の施設の配置及び運営方法に関する事項の変更の届出  
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成二十三年五月三十一日まで縦覧に供する。

平成二十三年一月三十一日

山梨県知事 横内正明

- 一 届出者の氏名又は名称及び住所
  - 1 氏名又は名称 株式会社ダイエー 代表取締役 桑原道夫
  - 2 住所 兵庫県神戸市中央区港島中町四丁目一番一
- 二 届出の概要
  - 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
    - (一) 名称 ダイエー大月店
    - (二) 所在地 山梨県大月市御太刀一丁目九百七十八番一
  - 2 変更しようとする事項

変更事項	変更前	変更後
駐車場の位置	届出の図面のとおり	届出の図面のとおり
駐車場の自動車の出入口の数及び位置	五箇所 届出の図面のとおり	三箇所 届出の図面のとおり

3 変更する年月日

- 平成二十三年八月二十五日
- 届出年月日
- 平成二十二年十二月二十四日

公安委員会

山梨県公安委員会告示第十一号

信号機の設置、車両の通行禁止、制限その他の交通規制（昭和四十九年山梨県公安委員会告示第十六号）の一部を次のとおり改正し、関係道路標識等が設置又は撤去された日から施行することとしたので、山梨県道路交通法施行細則（昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号）第四条の規定により告示する。

平成二十三年一月三十一日

山梨県公安委員会

委員長 真 田 幸 子

別表第一中

一一四	中巨摩郡白根町在家塚五八七番地の五先（国道五二号甲西道路と県道今諏訪北村線との丁字路交差点）	白根消防分遣所東	平一〇・三・一九 告示 第一六号
-----	--	----------	------------------------

一一四	南アルプス市在家塚五八七番地五先（国道五二号甲西道路と県道今諏訪北村線との十字路交差点）	白根インター西	平成二十三年一月三十一日 告示第一一号
-----	--	---------	------------------------

一一〇	中巨摩郡檜形町沢登五〇五番地の一先（国道五二号甲西道路と町道檜形若草線との十字路交差点）	沢登	平成二十三年一月一日 告示第四四号
-----	--	----	----------------------

一三〇	南アルプス市沢登五〇五番地一先（国道五二号甲西道路と市道との十字路交差点）	南アルプス消防本部東	平成二十三年一月三十一日 告示第一一号
-----	---------------------------------------	------------	------------------------

五	都留市古川渡五五四番地の一先（国道一三九号線と県道四日市場上野原線との十字路交差点）	古川渡	平元・一一・二 告示 第三三三号
---	--	-----	------------------------

五	都留市古川渡五五四番地一先（国道一三九号と県道四日市場上野原線との十字路交差点）	禾生第一小前	平成二十三年一月三十一日 告示第一一号
---	--	--------	------------------------

三三三	都留市法能一、一六四番地（国道一三九号「都留バイパス」と県道戸沢谷村線との丁字路交差点）	都留バイパス北	平五・八・二二 告示 第三五号
-----	--	---------	-----------------------

三三三	都留市法能一、一六四番地先（国道一三九号と県道戸沢谷村線との十字路交差点）	玉川橋西詰	平成二十三年一月三十一日 告示第一一号
-----	---------------------------------------	-------	------------------------

別表第三中

四二七	市道 市道 川線 市道 下河原 荒川線	甲府市池田三丁目九番一〇号寺島信司方から甲府市荒川町二番二一〇号坂本源雄所有畑まで (四八〇メートル)	大型自動車、 大型特 殊自動 車	終日	甲府	平成三三年一月三 五 四・一・二五 三 号
-----	------------------------------------	--	---------------------------	----	----	-----------------------------------

四二七	市道	甲府市池田三丁目九番一〇号先(丁字路交差点)から甲府市荒川一丁目三番二一〇号先(荒川二丁目交差点)まで(四一五メートル)	大型自動車、 大型特 殊自動 車	終日	甲府	平成三三年一月三 一 日 告 示 第 一 号
-----	----	--	---------------------------	----	----	---

六六五	町道 下三条 大津線	中巨摩郡玉穂町成島二、三、四番地の一先(総合会館東交差点)から中巨摩郡玉穂町極楽寺七二五番地先(村松中央方北側)まで(一、〇〇〇メートル)	大型自動車、 大型特 殊自動 車	終日	南甲府	平成一一年八月三 〇 日 告 示 第 三 七 号
-----	------------------	---	---------------------------	----	-----	--

六六五	市道	中央市成島九七九番地二先(下成島東交差点)から中央市極楽寺七二五番地先(丁字路交差点)まで	大型自動車、 大型特 殊自動 車	終日	南甲府	平成三三年一月三 一 日 告 示 第 一 号
-----	----	---	---------------------------	----	-----	---

三四	都留市法能七七九番地の七先(県道戸沢谷村線と市道中野橋玉川線との丁字路交差点)	中野橋南詰	平成二〇年八月一 一 日 告 示 第 一 〇 〇 号
三四	都留市法能七七九番地の七先(県道戸沢谷村線と市道中野橋玉川線との丁字路交差点)	中野橋南詰	平成二〇年八月一 一 日 告 示 第 一 〇 〇 号
三五	都留市玉川一九〇番地先(国道一三九号と市道との十字路交差点)	玉川橋東	平成三三年一月三 一 日 告 示 第 一 号
三六	都留市井倉五七一番地先(国道一三九号と県道四日市場上野原線との十字路交差点)	井倉	平成三三年一月三 一 日 告 示 第 一 号
三七	都留市古川渡五〇三番地先(県道四日市場上野原線と旧国道一三九号との丁字路交差点)	古川渡	平成三三年一月三 一 日 告 示 第 一 号
一〇四	南都留郡河口湖町小立四、九〇番地の一先(国道一三九号と町道との十字路交差点)	小立南	平七・二・二〇 告 示 第 九 号
一〇四	南都留郡富士河口湖町小立四、五四五番地三先(国道一三九号と町道との十字路交差点)	小立南	平成三三年一月三 一 日 告 示 第 一 号

に改める。  
別表第四中

(七〇〇メートル)

三〇〇	国道一三七号線	南都留郡河口湖町河口三、一三八番地先(国道一三七号線本線分流部)から南都留郡河口湖町河口三、一五四番地の一先(県道河口湖上九一色線との合流部)まで(一一二〇メートル)	車両	車両進行 南から北	富士 吉田 七 告示 第一五号
-----	---------	---	----	--------------	-----------------------------

三〇〇	削除		車両		富士 吉田 平成二十三年一月三十一日 告示第一号
-----	----	--	----	--	-----------------------------------

五七八	国道二〇号	甲斐市竜王四〇番地五先(国道二〇号下り線転回路)(四六メートル)	車両	車両進行 南から北 へ終日	葦崎 平成二十二年一月十五日 告示第一一六号
-----	-------	----------------------------------	----	---------------------	------------------------------

五七八	国道二〇号	甲斐市竜王四〇番地五先(国道二〇号下り線転回路)(四六メートル)	車両	車両進行 南から北 へ終日	葦崎 平成二十二年一月十五日 告示第一一六号
五七九	国道一三七号	南都留郡富士河口湖町河口三、一一二番地三	車両	車両進行 南から北	富士 吉田 平成二十三年一月三十一日

先(丁字路交差点・南西側左折導流部)(一一五メートル)

五八〇	県道富士河口湖精進線	南都留郡富士河口湖町河口三、一三九番地二先から南都留郡富士河口湖町河口三、一二四番地六先まで(県道富士河口湖精進線ランプ線)(一七〇メートル)	車両	車両進行 北から南 へ終日	富士 吉田 平成二十三年一月三十一日 告示第一号
-----	------------	---	----	---------------------	-----------------------------------

都留市井倉五七一番地先(井倉交差点・南西側左折導流部)(一一二メートル)

五八一	国道一三九号	都留市井倉五七一番地先(井倉交差点・南西側左折導流部)(一一二メートル)	車両	車両進行 南から北 へ終日	大月 平成二十三年一月三十一日 告示第一号
-----	--------	--------------------------------------	----	---------------------	-----------------------------

都留市井倉五四三番地先(井倉交差点・北東側左折導流部)(一一二メートル)

に改める。  
別表第五中

三五	国道五二号線	南巨摩郡増穂町青柳町七六七番地(小林自転車店)西側	南進する車両	終日	鰍沢 五二・二・四 五号
----	--------	---------------------------	--------	----	--------------------

三五	削除				鰍沢 平成二十三年一月三十一日 告示第一号
----	----	--	--	--	-----------------------------

を	に	を	に改める。 別表第六中	を
四七五	一〇六	一〇六	二二二	二二二
市道愛宕町下条線	削除	国道五二号線	削除	市道愛宕町下条線
甲府市荒川二丁目三番二一号先(荒川二丁目交差点東側)		南巨摩郡増穂町青柳町六七〇番地先(斉藤理容店)東側		甲府市荒川二丁目三番一八号先(荒川二丁目交差点西側)
西進する大型自動車、大型特殊自動車		北進する車両		東進する大型自動車、大型特殊自動車
終日		終日		終日
甲府	鯉沢	鯉沢	甲府	甲府
平成一七年二月二二日 告示第七号	平成二三年一月三一日 告示第一号	五・一・二・四五号	平成二三年一月三一日 告示第一号	平成一七年二月二二日 告示第七号

を	に	を	に改める。 別表第十中	を
三、八七六	三、三三七	三、三三七	二、三五五	四七五
国道一三九号(都留バイパス)	県道甲府山梨線	県道甲府山梨線	県道金山大月線	削除
都留市法能一、一六四番地先(都留バイパス北交差点)	甲府市北口二丁目六番一〇号先(山梨文化会館前交差点)	甲府市北口二丁目六番一〇号先(山梨文化会館前交差点)	大月市大月二丁目一五番九号先(大月東中学校東側)	
二	四	一	二	
都留	甲府	甲府	大月	甲府
平五・八・一二 告示第三五号	平成二三年一月三一日 告示第一号	六二・二・五三 号	平成二三年一月三一日 告示第一号	平成二三年一月三一日 告示第一号

<p>三、八七六 国道一 三九号 都留市法能一、一六四番地先（ 玉川橋西詰交差点）</p> <p>四 大月 平成二十三年一月 三十一日 告示第一一 号</p>	<p>三、九八六 国道 一三九 号（河 口湖バ イパス ） 南都留郡河口湖町小立四、九〇 二番地の先 （小立南交差点）</p> <p>一 富士 吉田 告示 第九号 平七・二・二〇</p>	<p>三、九八六 削除</p> <p>富士 吉田 平成二十三年一月 三十一日 告示第一一 号</p>	<p>三、九九三 国道 一三九 号（河 口湖バ イパス ） 南都留郡河口湖町小立四、三五 六番地の先 （岳麓不動産東側）</p> <p>一 富士 吉田 告示 第九号 平七・二・二〇</p>	<p>三、九九四 国道 一三九 号（河 口湖バ イパス ） 南都留郡河口湖町小立四、五一 三番地の先 （うどん「風林」入口）</p> <p>一 富士 吉田 告示 第九号 平七・二・二〇</p>
---	---	--	--	--

<p>三、九九三 削除</p> <p>富士 吉田 平成二十三年一月 三十一日 告示第一一 号</p>	<p>三、九九四 削除</p> <p>富士 吉田 平成二十三年一月 三十一日 告示第一一 号</p>	<p>四、八五三 町道四 三四号 線 中巨摩郡昭和町上河東六〇番地 先（常永小学校北東角交差点）</p> <p>二 南甲 府 平成一四年四月 四日 告示第一八 号</p>	<p>四、八五三 町道 中巨摩郡昭和町上河東六〇番地 先（常永小学校北東角交差点）</p> <p>三 南甲 府 平成二十三年一月 三十一日 告示第一一 号</p>	<p>五、二九九 町道 南巨摩郡鰍沢町一、一八八番地 先（鰍沢中学校南東側・十字路 交差点）</p> <p>一 鰍沢 平成二十二年八月 一三日 告示第八一 号</p>	<p>五、二九九 町道 南巨摩郡富士川町鰍沢一、一八 八番地先（鰍沢中学校南東側・ 十字路交差点）</p> <p>二 鰍沢 平成二十三年一月 三十一日 告示第一一 号</p>	<p>五、三六四 県道山 富士吉田市下吉田一、九七四番</p> <p>四 富士 平成二十二年一</p>
--	--	---	---	---	---	---

中湖忍 野富士 吉田線	地先（頓堀橋東交差点）	吉田 月一五日 告示第一一六号
-------------------	-------------	-----------------------

五、三六四	県道山 中湖忍 野富士 吉田線	富士吉田市下吉田一、九七四番 地先（頓堀橋東交差点）	四	富士 吉田 月一五日 告示第一一六号
五、三六五	県道甲 府葎崎 線	甲府市丸の内二丁目一番一 号（山梨労働局前十字路交差点 ）	一	甲府 平成二三年一月 三十一日 告示第一一 号
五、三六六	町道	中巨摩郡昭和町常永土地地区画整 理地内六二街区一〇画地先（イ オン甲府昭和店正面出入口西側 ）	一	南甲 府 平成二三年一月 三十一日 告示第一一 号
五、三六七	町道	中巨摩郡昭和町常永土地地区画整 理地内六二街区六画地先（丁字 路交差点）	一	南甲 府 平成二三年一月 三十一日 告示第一一 号
五、三六八	市道	中央市成島一、一四八番地先（ 八幡神社南側・丁字路交差点）	一	南甲 府 平成二三年一月 三十一日 告示第一一 号
五、三六九	農道	笛吹市一宮町坪井七九九番地四 先（十字路交差点）	一	笛吹 平成二三年一月 三十一日 告示第一一 号
五、三七〇	農道	笛吹市一宮町竹原田五九五番地 先（十字路交差点）	一	笛吹 平成二三年一月 三十一日 告示第一一 号
五、三七一	市道	笛吹市境川町大坪一八二番地三	一	笛吹 平成二三年一月 三十一日 告示第一一 号

五、三七二	国道一 三九号	先（十字路交差点）	一	告示第一一 号
五、三七三	町道	南都留郡富士河口湖町小立小立 土地地区画整理地内九街区二画地 先（丁字路交差点）	一	富士 吉田 平成二三年一月 三十一日 告示第一一 号
五、三七四	町道	南都留郡富士河口湖町小立小立 土地地区画整理地内五街区一画地 先（十字路交差点）	二	富士 吉田 平成二三年一月 三十一日 告示第一一 号
五、三七五	国道一 三九号	南都留郡富士河口湖町小立四、 五四五番地三先（小立南交差点 ）	四	富士 吉田 平成二三年一月 三十一日 告示第一一 号
五、三七六	国道一 三九号	都留市玉川一九〇番地先（玉川 橋東交差点）	一	大月 平成二三年一月 三十一日 告示第一一 号
五、三七七	国道一 三九号	都留市井倉五七一番地先（井倉 交差点）	六	大月 平成二三年一月 三十一日 告示第一一 号
五、三七八	国道一 三九号	都留市古川渡五〇三番地先（古 川渡交差点）	二	大月 平成二三年一月 三十一日 告示第一一 号
五、三七九	市道	都留市中津森五四番地三先（十 字路交差点）	二	大月 平成二三年一月 三十一日 告示第一一 号
五、三八〇	市道	都留市大幡一、六六二番地一先 （十字路交差点）	三	大月 平成二三年一月 三十一日 告示第一一 号

に改める。  
別表第十の二中

一	県道	甲府市丸の内一丁目八番一号先（県民会館前交差点）（同交差点内の道路標示により示された部分）	六時から二四時まで	甲府	四九・四・一一六号
---	----	---	-----------	----	-----------

を

一	県道	甲府市丸の内一丁目八番一号先（県民会館前交差点）（同交差点内の道路標示により示された部分）	六時から二四時まで	甲府	四九・四・一一六号
二	県道甲府山梨線	甲府市北口二丁目六番一〇号先（山梨文化会館前交差点）（同交差点内の道路標示により示された部分）	六時から二四時まで	甲府	平成二十三年一月三十一日 告示第一号

に改める。

別表第十四中

一一五	国道	南都留郡河口湖町河口二、四七六番地先（富士見橋北詰）から富士吉田市上吉田三、九二六番地の二先（金鳥居交差点）までの両側	一一、三六五	四〇	富士平一一・吉田二・三 告示第六号
-----	----	---	--------	----	----------------------

を

一一五	国道一	南都留郡富士河口	一一、九九	車両（四〇	富士平成三三
-----	-----	----------	-------	-------	--------

告示第一号

三七号	湖町河口二、四七六番地先（富士見橋北詰）から富士吉田市上吉田三、九二六番地の二先（金鳥居交差点）までの両側	五	原付・けん引を 除く。	吉田一年一月三十一日 告示第一号
-----	---	---	----------------	---------------------

に

三五三	市道大満線	富士吉田市上吉田一四六番地先（富士吉田郵便局）から富士吉田市下吉田二、〇五〇番地先（萱沼商店前交差点）まで	五〇〇	車両三十	富士五二・九三二号
三五四	市道大満線	富士吉田市下吉田三、七七八番地先（萱沼商店前交差点）から富士吉田市大明見七四七番地の五先（権正利秋方）まで	一、二五〇	高速車 中速車四十	富士五一・九三二号

を

三五三	削除				富士平成三三年一月三十一日 告示第一号
三五四	県道山中湖忍野富士	富士吉田市下吉田二、三八一番地一先（お茶屋町東交	六五〇	車両（原付・けん引	富士平成三三年一月三十一日

	吉田線	差点)から富士吉田市大明見七四七番地六先(砂原橋東交差点)までの両側		を 除く。			告示第一号
--	-----	------------------------------------	--	----------	--	--	-------

四七九	県道 高畑谷 村停車 場線	都留市下谷一、四六九番地先(寿交差点)から都留市大幡四、五五一番地先(つるぎ橋南詰)まで	五、五〇〇	高速車 中速車	四十	都留	五二・八 ・五 二七号
-----	------------------------	--	-------	------------	----	----	-------------------

四七九	県道高 畑谷村 停車場 線	都留市大幡四、五五一番地先(剣橋南詰)から都留市大幡二、三一一番地先(JAみふじ宝支店前)までの両側	九五〇	車両(原付・けん引を 除く。	四〇	大月	平成二三 年一月三 一日 告示第一 号
-----	------------------------	--	-----	-------------------	----	----	---------------------------------

五二〇	市道中 央通り 線	富士吉田市松山一、一七七番地先(昭和大入口交差点)から富士吉田市上吉田三、八六二番地の九先(中曽根交差点)までの両側	二、三〇〇	車両(原付・けん引を 除く。	五〇	富士 吉田	平成一四 年九月一 二日 告示第四 九号
-----	-----------------	--	-------	-------------------	----	----------	----------------------------------

五二〇	県道山 中湖忍 野富士 吉田線	富士吉田市松山一、一七七番地先(昭和大入口交差点)から富士吉田市下吉田二、三八一番地一先(お茶屋町東交差点)までの両側	三、三〇〇	車両(原付・けん引を 除く。	五〇	富士 吉田	平成二三 年一月三 一日 告示第一 号
-----	--------------------------	---	-------	-------------------	----	----------	---------------------------------

九〇三	国道 一三七 号線	南都留郡河口湖町船津三、七六二番地の一先(船津三差路)から富士吉田市上吉田三、九二六番地の二先(金鳥居交差点)まで	三、七〇〇	高速車 中速車	四〇	富士 吉田	六二・一 二・二八 四四号
-----	-----------------	---	-------	------------	----	----------	---------------------

九〇三	削除					富士 吉田	平成二三 年一月三 一日 告示第一 号
-----	----	--	--	--	--	----------	---------------------------------

一、二 〇〇	国道 一三九 号(都 留バイ パス)	都留市上谷六丁目四番二七号先(西願寺前交差点)から都留市法能一、一六四番地先(都留バイパス北交差	二、四七三	車両(原付・けん引を 除く。	五〇	都留	平五・八 ・一一 告示 第三五号
-----------	--------------------------------	--	-------	-------------------	----	----	---------------------------

一、二 〇〇	国道一 三九号	都留市上谷六丁目 四番二七号先(西 願寺前交差点)か ら都留市古川渡五 〇三番地先(古川 渡交差点)までの 両側	五、六七三	車両(原付・ けん引 を除く)	五〇	大月	平成二三 年一月三 一日 告示第一 号
-----------	------------	--	-------	-----------------------	----	----	---------------------------------

一、三 八〇	県道 河口湖 上九一 色線	南都留郡河口湖町 河口二、七四六番 地先(河口湖北中 入口交差点)から 南都留郡河口湖町 河口二、七一九番 地先(国民宿舍富 士河口湖口ツジ) までの両側	九〇〇	車両(原付 ・けん 引を除 く)	五〇	富士 吉田	平六・一 〇・二〇 告示 第四三号
-----------	------------------------	---	-----	---------------------------	----	----------	----------------------------

一、三 八〇	県道富 士河口 湖精進 線	南都留郡富士河口 湖町河口三、一二 一番地三先(国道 一三七号との丁字 路交差点)から南 都留郡富士河口湖 町河口二、三二〇 番地三先(河口湖 北岸バイパス西詰 )までの両側	一、五六〇	車両(原付・ けん引 を除く)	五〇	富士 吉田	平成二三 年一月三 一日 告示第一 号
-----------	------------------------	--	-------	-----------------------	----	----------	---------------------------------

一、六 八七	市道	甲斐市竜王新町四 三〇番地先(丁字 路交差点)から甲 斐市大下条一、六 八九番地一先(山 梨交通竜王駅前駐 車場北側出入口) までの両側	二〇〇	車両(原付・ けん引 を除く)	四〇	葦崎	平成二三 年一月 一五日 告示第一 一六号
-----------	----	---	-----	-----------------------	----	----	-----------------------------------

一、六 八七	市道	甲斐市竜王新町四 三〇番地先(丁字 路交差点)から甲 斐市大下条一、六 八九番地一先(山 梨交通竜王駅前駐 車場北側出入口) までの両側	二〇〇	車両(原付・ けん引 を除く)	四〇	葦崎	平成二三 年一月 一五日 告示第一 一六号
-----------	----	---	-----	-----------------------	----	----	-----------------------------------

一、六 八八	国道一 三七号	南都留郡富士河口 湖町河口二、四六 八番地八先(旧国 道一三七号との分 岐点)から南都留 郡富士河口湖町河 口二、七四六番地 先(河口湖美術館 前交差点)までの 両側	二、五八〇	車両(原付・ けん引 を除く)	四〇	富士 吉田	平成二三 年一月三 一日 告示第一 一号
-----------	------------	--	-------	-----------------------	----	----------	----------------------------------

一、六 八九	県道富 士河口 湖精進 線(ラ)	南都留郡富士河口 湖町河口三、一三 九番地二先(河口 湖美術館前交差点	二七〇	車両(原付・ けん引 を除く)	四〇	富士 吉田	平成二三 年一月三 一日 告示第一 一号
-----------	---------------------------	--	-----	-----------------------	----	----------	----------------------------------

を

六七	国道一	富士吉田市上吉田三	二四、八三	車両	終日	笛吹	平成一七
六七	国道一	富士吉田市上吉田三、九二六番地先(金鳥居前交差点)から笛吹市御坂町上黒駒七七〇番地の一先(若宮交差点)までの両側	二四、二〇	車両	終日	笛吹 富士 吉田	平成一七 年八月一 八日 告示第七 五号

に改める。  
別表第十五中

九一、六	県道高 畑谷村 停車場 線	都留市大幡二、三 一三番地先(JA みふじ宝支店前) から都留市金井六 〇番地先(旧県道 との丁字路交差点 )までの両側	四、一〇〇	車両(原付・けん引を除く)	五〇	大月	平成二三 年一月三 一日 告示第一 一号
九〇	県道高 畑谷村 停車場 線	都留市大幡一、七 三三番地二先(岩 崎橋北側十字路交 差点)から都留市 つる一丁目六番三 号先(寿町交差点 )までの両側	四、〇五〇	車両(原付・けん引を除く)	四〇	大月	平成二三 年一月三 一日 告示第一 一号
							除く。
							南側)から南都留郡富士河口湖町河口三、一二四番地六先(国道一三七号との合流部)まで
							一号

を

三六五	国道一 三九号	都留市上谷六丁目四番二七号先(西願寺	五、六七三	車両	終日	大月	平成二三 年一月三
三六四	県道山 中湖忍 野富士 吉田線	富士吉田市下吉田二、三八一番地一先(お茶屋町東交差点)から富士吉田市大明見七四七番地六先(砂原橋東交差点)までの両側	六五〇	車両	終日	富士 吉田	平成二三 年一月三 一日 告示第一 一号

に

三六五	国道 一三九 号(都 留バイ パス)	都留市上谷六丁目四番二七号先(西願寺前交差点)から都留市法能一、一六四番地先(都留バイパス北交差点)までの両側	二、四七三	車両	終日	都留	平五・八 ・一二 告示 第三五号
三六四	市道 大溝線	富士吉田市上吉田三、七七八番地先(萱沼商店前交差点)から富士吉田市大明見七四七番地の六先(食堂「勝福亭」前交差点)までの両側	一、二五〇	車両	終日	富士 吉田	六二・八 ・一三 三〇号
							三七号
							、九二六番地二先(金鳥居交差点)から笛吹市御坂町上黒駒七七〇番地の一先(若宮交差点)までの両側
							〇
							富士 吉田
							年一月三 一日 告示第一 一号

		前交差点)から都留市古川渡五〇三番地先(古川渡交差点)までの両側					一日 告示第一号

四七四	市道	甲斐市竜王新町四三〇番地先(丁字路交差点)から甲斐市大下条一、六八九番地一先(山梨交通竜王駅前駐車場北側出入口)までの両側	二〇〇	車両	終日	葦崎	平成二二年一月一日 告示第一一六号
-----	----	---	-----	----	----	----	----------------------

四七四	市道	甲斐市竜王新町四三〇番地先(丁字路交差点)から甲斐市大下条一、六八九番地一先(山梨交通竜王駅前駐車場北側出入口)までの両側	二〇〇	車両	終日	葦崎	平成二二年一月一日 告示第一一六号
四七五	国道一三七号	南都留郡富士河口湖町河口二、四六八番地八先(旧国道一三七号との分岐点)から南都留郡富士河口湖町河口二、七四六番地先(河口湖美術館前交差点)までの両側	二、五八〇	車両	終日	富士吉田	平成二三年一月一日 告示第一一号

に改める。  
別表第十六中

二九七	市道 湯田東 通線	甲府市太田町三番二二号先(佐久間木工所東側)	南甲府	四九・四・一一六号
-----	-----------------	------------------------	-----	-----------

二九七	削除		南甲府	平成二三年一月三十一日 告示第一一号
-----	----	--	-----	-----------------------

五、二四〇	市道	大月市賑岡町三二六番地先(小俣実方前)	大月	五七・一〇・八四二号
-------	----	---------------------	----	------------

五、二四〇	市道	大月市賑岡町岩殿三四二番地三先(丁字路交差点・西進車両)	大月	平成二三年一月三十一日 告示第一一号
-------	----	------------------------------	----	-----------------------

六、七八九	県道 河口湖 上九一 色線	南都留郡河口湖町河口三、一五四番地の一先(県道河口湖上九一色線との合流部、一方通行出口)	富士吉田	六一・四・一七五号
-------	------------------------	--	------	-----------

六、七八八	削除		富士吉田	平成二三年一月三十一日 告示第一一号
-------	----	--	------	-----------------------

に

を

に

を

に

を

一一、五四一	市道	甲州市塩山上於曾四一九番地先 (丁字路交差点・南進車両)	日下部	平成二十三年一月十五日 告示第一一六号
--------	----	---------------------------------	-----	------------------------

を

一一、五四一	市道	甲州市塩山上於曾四一九番地先 (丁字路交差点・南進車両)	日下部	平成二十三年一月十五日 告示第一一六号
一一、五四二	市道	甲府市下飯田四丁目一番一号先 (県立甲府西高等学校北東・北進車両)	甲府	平成二十三年一月三十一日 告示第一一六号
一一、五四三	市道	甲府市千塚五丁目一五番四〇号先 (十字路交差点・東進車両)	甲府	平成二十三年一月三十一日 告示第一一六号
一一、五四四	市道	甲府市丸の内一丁目一番一号先 (山梨労働局南西側・南進車両)	甲府	平成二十三年一月三十一日 告示第一一六号
一一、五四五	市道	甲府市丸の内二丁目八番七号先 (丁字路交差点・南進車両)	甲府	平成二十三年一月三十一日 告示第一一六号
一一、五四六	市道	甲府市湯田一丁目一五番一五号先 (十字路交差点・西進車両)	南甲府	平成二十三年一月三十一日 告示第一一六号
一一、五四七	市道	南アルプス市野牛島二、七四三番地二先 (橋脚P四六東側・北進車両)	南アルプス	平成二十三年一月三十一日 告示第一一六号
一一、五四八	市道	南アルプス市野牛島二、七四三番地三先 (橋脚P四七西側・南進車両)	南アルプス	平成二十三年一月三十一日 告示第一一六号

一一、五四九	市道	南アルプス市野牛島三、〇〇四番地先 (国道五二号側道との交差点・北進車両)	南アルプス	平成二十三年一月三十一日 告示第一一六号
一一、五五〇	市道	南アルプス市小笠原五一六番地先 (十字路交差点・東進車両)	南アルプス	平成二十三年一月三十一日 告示第一一六号
一一、五五一	市道	南アルプス市小笠原五一五番地先 (十字路交差点・西進車両)	南アルプス	平成二十三年一月三十一日 告示第一一六号
一一、五五二	町道	西八代郡市川三郷町市川大門一、七八二番地先 (市川幼稚園北側・西進車両)	鯉沢	平成二十三年一月三十一日 告示第一一六号
一一、五五三	国道一三七号	南都留郡富士河口湖町河口二、四六八番地八先 (丁字路交差点・東進車両)	富士吉田	平成二十三年一月三十一日 告示第一一六号
一一、五五四	県道富士河口湖精進線	南都留郡富士河口湖町河口三、一一一番地三先 (国道と県道の丁字路交差点左折導流部・北進車両)	富士吉田	平成二十三年一月三十一日 告示第一一六号
一一、五五五	町道	南都留郡富士河口湖町小立小立土地区画整理地内三街区四画地先 (丁字路交差点・西進車両)	富士吉田	平成二十三年一月三十一日 告示第一一六号
一一、五五六	町道	南都留郡富士河口湖町小立小立土地区画整理地内二街区一画地先 (十字路交差点・東進車両)	富士吉田	平成二十三年一月三十一日 告示第一一六号
一一、五五七	町道	南都留郡富士河口湖町小立小立土地区画整理地内五街区一画地先 (十字路交差点・東進車両)	富士吉田	平成二十三年一月三十一日 告示第一一六号

一一、五五八	町道	南都留郡富士河口湖町小立四、二四二番地一先(十字路口交差点・東進車両)	富士吉田	平成二十三年一月三十一日 告示第一一号
一一、五五九	町道	南都留郡富士河口湖町小立四、九〇五番地先(十字路交差点・南進車両)	富士吉田	平成二十三年一月三十一日 告示第一一号
一一、五六〇	町道	南都留郡富士河口湖町小立四、五三三番地先(十字路交差点・北進車両)	富士吉田	平成二十三年一月三十一日 告示第一一号
一一、五六一	市道	富士吉田市中曾根三丁目五番二九号先(丁字路交差点・北進車両)	富士吉田	平成二十三年一月三十一日 告示第一一号
一一、五六二	市道	都留市井倉一、二九九番地一八先(丁字路交差点・東進車両)	大月	平成二十三年一月三十一日 告示第一一号
一一、五六三	市道	都留市玉川一八四番地先(玉川橋東交差点・北進車両)	大月	平成二十三年一月三十一日 告示第一一号
一一、五六四	市道	都留市玉川一九〇番地先(玉川橋東交差点・南進車両)	大月	平成二十三年一月三十一日 告示第一一号
一一、五六五	県道四日市場上野原線	都留市井倉五七一番地先(井倉交差点西側左折導流部・西進車両)	大月	平成二十三年一月三十一日 告示第一一号
一一、五六六	県道四日市場上野原線	都留市井倉五四三番地先(井倉交差点東側左折導流部・東進車両)	大月	平成二十三年一月三十一日 告示第一一号

一一、五六七	県道金山大月	大月市賑岡町浅利一〇六番地先(浅利消防会館南側・南進車両)	大月	平成二十三年一月三十一日 告示第一一号
一一、五六八	市道	都留市大幡一、六六二番地一先(十字路交差点・北進車両)	大月	平成二十三年一月三十一日 告示第一一号
一一、五六九	県道高畑谷村停車場線	都留市大幡一、六六四番地三先(十字路交差点・南進車両)	大月	平成二十三年一月三十一日 告示第一一号
一一、五七〇	市道	都留市平栗無番地先(大群橋北側交差点・北進車両)	大月	平成二十三年一月三十一日 告示第一一号
一一、五七一	市道	都留市中津森五四番地三先(十字路口交差点・南進車両)	大月	平成二十三年一月三十一日 告示第一一号
一一、五七二	県道高畑谷村停車場線	都留市金井六八番地一先(丁字路交差点・南進車両)	大月	平成二十三年一月三十一日 告示第一一号

に改める。  
別表第十七中

二四〇	国道一三七号	笛吹市石和町市部六六八番地先(鵜飼橋北詰交差点)から南都留郡富士河口湖町河口三、七六二番地の一先(船津三差路交差	二二三、五〇	車両	終日	笛吹 富士 吉田	平成一七 年八月一 八日 告示第七 五号
-----	--------	--	--------	----	----	----------------	----------------------------------

五八五	市道 松山通	富士吉田市下吉田八九四番地先	六八〇	車両	終日	富士吉田 五三・八 一七
四六二	削除					富士吉田 平成二三 年一月三 一日 告示第一 号
四六二	市道 大満線	富士吉田市長吉田一四六番地先（富士吉田郵便局）から富士吉田市大明見七四七番地の五先（権正利秋方）までの両側	一、七五〇	車両	終日	富士吉田 五一・九 三三
二四〇	国道一 三七号	笛吹市石和町市部六六八番地先（鶴飼橋北詰交差点）から南都留郡富士河口湖町河口三、七六二番地一先（船津三差路交差点）までの両側	二四、一三〇	車両	終日	笛吹 平成二三 年一月三 一日 告示第一 号

一、〇四〇	国道一 三九号	都留市上谷六丁目四番二七号先（西願寺前交差点）から都留市古川渡五〇三番地先（古川渡交	五、六七三	車両	終日	大月 平成二三 年一月三 一日 告示第一 号
一、〇四〇	国道 一三九 号（都 留バイ パス）	都留市上谷六丁目四番二七号先（西願寺前交差点）から都留市法能一、一六四番地先（都留バイパス北交差点）までの両側	二、四七三	車両	終日	都留 平五・八 ・一二 告示 第三五号
五八五	市道	富士吉田市下吉田八九七番地八先（中野モーター）から富士吉田市松山五五四番地先（市道との丁字路交差点）までの両側	一三〇	車両	終日	富士吉田 平成二三 年一月三 一日 告示第一 号
						り線 中野モーターから 同市上吉田三、八六三番地先 山本常次方までの 両側 三四号

一、三六一	市道	甲斐市竜王新町 四三〇番地先 丁字路交差点) から甲斐市大下	二〇〇	車両	終日	葎崎	平成二二 年一月 一五日 告示第一
一、一四五	県道 河口湖 上九一 色線	南都留郡河口湖 町河口二、七四 六番地先(河口 湖北中入口交差 点)から南都留 郡河口湖町河口 二、三二〇番地 の三先(河口湖 北岸バイパス西 詰)までの両側	一、三五〇	車両	終日	富士 吉田	平七・二 〇 告示 第九号
一、一四五	県道富 士河口 湖精進 線	南都留郡富士河 口湖町河口三、 一一番地三先 (国道一三七号 との丁字路交差 点)から南都留 郡富士河口湖町 河口二、三二〇 番地の三先(河 口湖北岸バイパ ス西詰)までの 両側	一、五六〇	車両	終日	富士 吉田	平成二三 年一月三 一日 告示第一 一号

一、三六一	市道	甲斐市竜王新町 四三〇番地先 丁字路交差点) から甲斐市大下 までの両側	二〇〇	車両	終日	葎崎	平成二二 年一月 一五日 告示第一 一六号
一、三六二	市道	甲府市丸の内一 丁目一番一 号(山梨労働局 から甲府市丸 の内二丁目八番 七号先(丁字路 交差点)までの 両側	三〇二	車両	終日	甲府	平成二三 年一月三 一日 告示第一 一号
一、三六三	国道一 三七号	南都留郡富士河 口湖町河口二、 四六八番地八先 (旧国道一三七 号との分岐点) から南都留郡富 士河口湖町河口 二、七四六番地 先(河口湖美術 館前交差点)ま での両側	二、五八〇	車両	終日	富士 吉田	平成二三 年一月三 一日 告示第一 一号

一、三六四	県道山 中湖忍 野富士 吉田線 市道	富士吉田市竜ヶ 丘二丁目八九八 番地二二一先（ 市民会館西交差 点）から富士吉 田市大明見七四 七番地六先（砂 原橋東交差点） までの両側	二、五〇〇	車両	終日	富士 吉田	平成二三 年一月三 一日	告示第一 号
-------	--------------------------------	---	-------	----	----	----------	--------------------	-----------

に改める。  
別表第十九中

一	国道 五二号 線	甲府市丸の内三丁目三番一五号 先（石川畳店）から甲府市丸の内 三丁目三番七号先（山光石油） までの北側歩道 （二二〇メートル）	甲府	四九・四・一一 一六号
二	国道 五二号 線	甲府市相生一丁目二番三六号先（ 遠藤薬局）から甲府市相生一丁目 二番二七号先（大柴菓子店）まで の南側歩道 （二二〇メートル）	甲府	四九・四・一一 一六号

を

一	削除	甲府	平成二十三年一月三十一日	告示第一号
二	削除	甲府	平成二十三年一月三十一日	告示第一号

一四二	市道 中央通 り線	富士吉田市松山一、一七七番地先 （昭和大人口交差点）から 富士吉田市竜ヶ丘二丁目八九八番 地の二二一先（市民会館西交差点 ）までの両側歩道 （一、五〇〇メートル）	富士吉 田	平成二二・四・一〇 告示 第一八号
-----	-----------------	--	----------	-------------------------

一四二	県道山 中湖忍 野富士 吉田線	富士吉田市松山一、一七七番地先 （昭和大人口交差点）から富士吉 田市下吉田二、三八一番地一先（ お茶屋町東交差点）までの両側歩 道（三、二二六メートル）	富士吉 田	平成二十三年一月三十一日 告示第一号
-----	--------------------------	--	----------	-----------------------

二〇一	国道三 五八号	甲府市中央一丁目一番一先 （相生歩道橋北東側歩道混在部） から甲府市上今井町一、〇五七番 地先（オンリミッツ）までの片側 歩道（四、三八〇メートル）	甲府 南甲府	平成二十二年五月六日 告示第四六号
-----	------------	--	-----------	----------------------

二〇一	国道三 五八号	甲府市中央一丁目一番一先 （相生歩道橋北東側歩道混在部） から甲府市上今井町一、〇五七番 地先（オンリミッツ）までの片側 歩道（四、三八〇メートル）	甲府 南甲府	平成二十二年五月六日 告示第四六号
二〇二	国道五 二号	甲府市相生一丁目二番一号先（相 生歩道橋交差点）から甲府市寿町 七番一二号先（荒川橋東詰交差点 ）までの両側歩道（八九二メー ト）	甲府	平成二十三年一月三十一日 告示第一号

に改める。

ル)

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニ子印刷 甲府市北口二丁目六番